

[学術資料]

愛知県知多半島朝倉の梯子獅子関係資料

『郷土芸能調査票 朝倉の梯子獅子』

A Survey Report of the Local Performing Art “Asakura no Hashigo-jishi”
included in the local documents about “Asakura no Hashigo-jishi”
: Asakura Ladder Lion Dance Festival in Chita, Aichi Prefecture”

牧野 由佳

Yuka MAKINO

Studies in Humanities and Cultures

No. 33

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 33号

2020年1月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY

NAGOYA JAPAN

JANUARY 2020

《学術資料》

愛知県知多半島朝倉の梯子獅子関係資料

『郷土芸能調査票 朝倉の梯子獅子』

牧野 由佳

Yuka MAKINO

〔解題〕

本稿は、愛知県知多半島朝倉地域の牟山神社に所蔵される昭和三十年（一九五五）に作成された『郷土芸能調査票 朝倉の梯子獅子』の資料紹介である。

朝倉の梯子獅子¹は、昭和三十四年（一九五九）に愛知県無形文化財として指定を受けるが、本資料は、県指定文化財となるための調査資料と考えられ、表紙に記載される外題「昭和三十年八月一日／朝倉の梯子獅子／朝倉梯子獅子後援会」により、昭和三十年に作成されたものと考えられる。牟山神社には、梯子獅子関係の現代資料として、ほかに氏子による『日誌』（昭和二十八年）²が所蔵されている。この『日誌』の昭和三十年七月一日の記事には、「午后二時ヨリ、梯子獅子ノ無形文化財ニ付キ、役場ヨリ教育（文字分簡） 井村氏社務所ニ出張シ、古歴其ノ他ニ付キ種々調査協議シテ、七時散会ス」と記されており、知多

町の文化財担当者³と氏子との打合せが行われていたことが分かる。本資料が書かれた時期と、『日誌』の日付が近いことから、七月一日の町担当者による調査は、本資料作成のためであった可能性が高い。そのため、本資料は、この会議内容を踏まえて、町の担当者が記述したか、あるいは町からの依頼により本会議にも参加していた朝倉地区の者が書いたと推測される。

本文は、赤棹の野線紙（半丁縦二四・五×横十五・〇）⁴、半丁十二行、全八丁）が袋綴じにされ、版心には「愛知県知多郡八幡町役場」と印字されていることより、役場の公式文書として記録されたものと推測できる⁵。文字は青色のガリ版印刷、もしくはカーボン紙で複写されたものと考えられる。第二丁表第一行目には『郷土芸能調査票 愛知県知多郡知多町教育委員会』（内題）と記されている。

扉は無地の薄紙で、墨書で「郷土芸能調査票／梯子獅子／朝倉梯子獅子後援会」（外題①）と記され、文字は青棹で囲われている。表紙は厚紙で、墨書で「昭和三十年八月一日／朝倉の梯子獅子／朝倉梯子獅子後援会」（外題②）と記されている。本文の用紙よりもひと回り大きく、縦二六・五×横一八・五糎。識語は特になく、外題②より昭和三十年に記されたことは間違いない。

牟山神社には、同様の外題・内題の資料が二冊保管されている。この二冊の内容はほぼ同一であるが、一冊には第六丁目裏第十一行目に「次頁に梯子獅子の写真六枚掲ぐ」と書かれている記載が、もう一冊

にはない。二冊のうち、この記載を有する方の本を、本稿における底本として翻刻紹介する。また、底本には、前述の通り全八丁で、第七丁目・八丁目は表紙と同サイズの無地紙が使用されているが、もう一冊は、全十丁で、第七丁目から十丁目に表紙と同サイズの無地紙が使用されている。いずれも第七丁目以降は白丁である。もう一冊には、第六丁目と第七丁目の間に、挟紙がある。この挟紙は、赤枠の罫線紙で、版心に印字はない。このことにより、牟山神社、あるいは朝倉地区側の私的なメモであると捉えられる。本挟紙は、鉛筆書きで「第六条中 副会長の次に左記を加入する。演技部長一名(但副会長を兼任する) 演技部副部長二名 演技部員若干名。第八条中 副会長は(ママ) 代行するの次にか^加入。演技部長は演技部員を統率し、演技に関する事勢を処理する演技部員は演技を主として□□る」と記されている。本資料と直接的な関係はないが、保存会結成に向けた規約を作成する段階のメモ書きとみられ、梯子獅子に係る資料と捉えられる。

牟山神社に所蔵される本資料の二冊は、同一の字形であることより、ガリ版刷り、あるいはカーボン紙によって写本したと推測され、その原本は、愛知県の文化財担当に提出された可能性がある。また、本文第二丁表第一行目には、「郷土芸能調査票 愛知県知多郡知多町教育委員会(内題)」と記載されているが、表紙には「朝倉梯子獅子後援会」という組織名が書かれており、知多町の担当者による調査報告資料か、

朝倉の内部の者によって書かれた資料かは、判然としない。だが、いざれにしても、対外的には知多町教育委員会が作成したものと提出したと考えられる。

なお、「朝倉梯子獅子後援会」という組織は、現在のところ、本資料でしか確認できていない。本後援会がどのような組織であったか知る伝承者は見つかっていないため全容は不明であるが、朝倉梯子獅子保存会の母体となった組織と推測される。

本文は、目録として、次の二十項目について記載されている。

- 一、 名称
- 二、 所在地
- 三、 管理者
- 四、 後援団体
- 五、 行われる場所
- 六、 行われる機会
- 七、 所演月日時
- 八、 芸能の演目
- 九、 芸能の次第
- 十、 歌詞(曲目)
- 十一、 装飾用具面採物等
- 十二、 使用する楽器の概要
- 十三、 芸能を行う人の構成

十四、芸能を行う人の服装持物等

十五、芸能を行う人の資格

十六、芸能開始前の行事

十七、芸能終了後の行事

十八、芸能の由来について

十九、その他の芸能との関係

二十、当該芸能に関する文献

まず、梯子獅子という芸能の名称が記され、これに続いて梯子獅子の奉納場所や交通手段、伝承者、後援団体、芸能開催の機会と日時について明記されている。また、項目八の芸能の演目では、「雄獅子が行く手の高い山に走り登ろうとして、三度転落をするが屈せず登り切り、頂上に達して喜び勇み、最後には山からすべり降り、舞台上で欣喜乱舞する」という、芸能のストーリーが書かれている。次の項目九の芸能の次第では、前項をさらに詳しく説明しており、獅子舞の芸能や演技の特徴、囃子と獅子舞芸との間合い、各芸能が獅子のどのような仕草・感情を表現しているかなど、細かな記述がみられる。

「十一、装飾用具面採物等」の項目では、櫓・舞台・囃子席といった舞台装置についての記述が並び、獅子頭や獅子の胴幕などに関する記述はない。本項には、「梯子獅子を行う櫓」という題目の絵図が含まれており、櫓の形状を視覚的に提示している。この絵図は、本文と同じく、ガリ版刷りもしくはカーボン紙複写によって無地紙に写し、そ

れを切り、糊で本文罫線紙に貼り付けたものである。

「十六、芸能開始前の行事」については、祭礼前二十日間ほど、家庭でも精進潔斎して産土神に祈願すると記されている。本項には、櫓を組む際のみそぎの行事や、櫓上の神札を祀ること、演者が身につける御守などについても書かれているが、精進潔斎やみそぎ行事は、現在では行われていないため、当時の梯子獅子に対する意識が現れているものとして興味深い。次に、「幣納め」についての記述がある。ここには、幣のついた御神札を神前に納めるとあるが、聞き取り調査によると、実際は、幣と神のついた御神札を用いていた。なお、現在は幣ではなく神のみがついた御神札を使用する。

続く、「芸能の由来について」は、現在、梯子獅子の由来を語る際に必ず持ち出される伝承とは異なる話が書かれている。現在語られる伝承は、次のような内容である。

慶長の初め頃、朝倉村に獅子（いのしし）が現われ、農作物を荒し、被害がひどくて村人は大へん困窮していた。当村の惣右衛門という人が発起して、村民の協力によって梯子を造り、慶長三年十二月（二五九八）梯子攻めにして猪を退治したので、田畑は荒さず翌年は大豊作であったそうです。そこで村人たちは、喜び合っ

て豊年祭と供に獅子の供養を思い立ち、翌慶長四年の例祭に、梯子に登る雄獅子の舞を演じたのが、そのはじめであるという。

(知多市教育委員会編 一九七〇 八一―八九)

しかし、本資料では、朝倉の梯子獅子の発祥の起源は定かではないとされ、慶長年間に起こったと伝わる事件に関しても書かれていない。

また、本資料に記される「梯子獅子を行わなかった年に流行病が蔓延した」という伝承は、先に紹介した伝承が掲載される知多市文化財資料第十一集『朝倉の梯子獅子』（知多市教育委員会編 一九七〇）には書かれているものの、知多市誌や近年のパンフレット類には記載がなく、現在の伝承者たちも聞いたことがないという。筆者が実施した聞き取り調査では、昭和五年（一九三〇）生まれの元梯子獅子伝承者の男性は、流行病が蔓延したという伝承を聞いたことがあると話したが、大正十四年（一九二五）、昭和四年（一九二九）生まれの元伝承者は聞いたことがないと話した。このように、本資料には、現在は伝えられていない伝承、当ても一部の人々の間でしか伝えられていなかった伝承が記載されている。

ほかに本資料には、囃子や楽器に関する記述や、演者と、演者の補助等を行う「取持」という役の衣装・役割に関する記述、伝承者である青年団の年齢規定、明治中期まで伝承されたとされる雌獅子の獅子芝居などに触れている。

そして資料最後の「芸能に関する文献」の項目では、文献に関する記述はないが、昭和十年（一九三五）の熱田神宮での奉納と、昭和二

十八年（一九五三）の伊勢神宮での奉納を紹介している。両神宮での奉納が、朝倉の梯子獅子と朝倉地区にとって、誉高い功績と認識されていることがうかがえる。

このように、本資料は、朝倉の梯子獅子に対する当時の語りなどのようなものであったか把握できるといって重要である。ただし、本資料に記載されていることが、必ずしも当時の朝倉の梯子獅子で行われていた内容と一致するわけではなく、また、朝倉内で誰もが知る伝承として伝えられていたものとは限らず、一部の者の知識によって作成されたものであるという点は注意しなければならない。それは、本資料が、行政の介入によって書かれた資料であることも少なからず影響しているだろう。

本資料は、朝倉の梯子獅子に関する文字資料としては比較的早期にまとめられた資料であると推察する。この後、県指定の無形文化財（現・無形民俗文化財）化や、テレビ・ラジオ局、新聞社といったメディアからの取材、行政による再度の調査、伝承者集団の変容の影響などもあり、伝承や行事内容は変化していったと考えられる。本資料は、朝倉の梯子獅子という芸能が、現代の文化財や観光システムに組み込まれていく過程における伝承の変容を知る上でも重要な資料である。

〔注〕

¹ 朝倉の梯子獅子とは、愛知県知多市に所在する牟山神社例大祭で奉

納される獅子舞芸である。二人立ちの獅子舞で、舞台での舞と、高さ約九米の梯子と櫓上での曲芸的な舞を披露する。

世話になった皆様に、深謝申し上げます。

² 八幡町は昭和三十年四月一日に、岡田町・旭町と三町合併し、知多町となった。本資料が作成されたわずか四か月前に合併していることから、この時点では、以前の八幡町の公式な用紙も併用していた可能性がある。なお、知多町は、その後、昭和四十五年（一九七〇）に市制施行し、知多市となった。

〔参考文献〕

- 知多市教育委員会編（山口喜一著）一九七〇 知多市文化財資料第十一集『朝倉の梯子獅子』 知多市教育委員会
知多市誌編さん委員会編 一九八一 『知多市誌』本文編 知多市編さん委員会
知多市誌編さん委員会編 一九八三 『知多市誌』資料編三 知多市編さん委員会

〔付記〕

本稿は、令和元年度科学研究費助成金（特別研究員奨励費）19122164による研究の一部である。本資料の調査・翻刻掲載については、牟山神社氏子総代の方々に御許可と惜しみないご協力を頂戴し、実現しました。また、朝倉の梯子獅子伝承者の方々には、度重なる聞き取り調査にも快く応じていただき、貴重な話をお聞かせいただきました。お

〔翻刻〕

〔凡例〕

- ・字体は、正字・異体字・通行字等、できる限り原文に近い字で翻刻した。
- ・行取りは、本文の改行箇所に従った。
- ・改丁行を、「」によって示し、その下に丁数を記した。
- ・版心の「愛知県知多郡八幡町役場」の印字は翻刻しなかった。
- ・句点、読点は、原文を尊重しつつも、意味、内容に基づき適宜改めた。
- ・翻刻者の注記は右脇に（ ）内に記した。

昭和三十年八月一日
 朝倉の梯子獅子
 朝倉梯子獅子後援會

(白丁)

郷土芸能調査票
青紙書き
 梯子獅子
 朝倉梯子獅子後援會

(白丁)

(白丁)

(白丁)

「表紙

「表紙
見返

「扉才

「扉
見返

「一才

「一ウ

郷土芸能調査票 愛知県知多郡知多町教育委員会

一、名称	梯子獅子
二、所在地	愛知県知多郡知多町新知字東屋敷二番地 旧地名(朝倉)牟山神社
三、管理者	愛知県知多郡知多町八幡地区青年団新北支部 (朝倉青年会)
四、後援団体	牟山神社 朝倉梯子獅子後援會
五、行われる場所	牟山神社境内 名鉄常滑線朝倉駅下車 徒歩三分
六、行われる機会	牟山神社例祭
七、所演月日時	毎年十月十日午前十一時〜午後十時まで
八、芸能の演目	一頭の雄獅子が遊びたわむれてゐて行手の高い山を眺め如何にしてこの高山に登るかと思案して居るが、思い切つて走り登ろうとして三度転落をす るが、屈せず登りはじめ上へ上るにつれて喜びを見せ、頂上に達して喜び勇んで三度往復して、すべり降り、舞台にて欣喜乱舞する
九、芸能の次才	笛太鼓の打囃子暫らくあつて一頭の雄獅子、舞台に現われ、囃子につれて遊びたわむれ先方の高い山を越えようとすが余り高いので思案するが思い切つて走り出す。この時囃子變つて低調となる麓に至つて三度転落するが又立上り、前足の人を肩車

「二才

として梯子(高い急坂)を登りはじめ。この時囃子は梯子囃となる。五段登つては下を見又五段登つては下を」二ウ見して三十一段の梯子を登りつめ肩車のまゝ前の人が梯子の子に足先をかけて三度煽つて喜びの様をあらわす。この時はあおり囃子となる。愈く頂上へ登つて、囃子につれて三足進んで二足退り又三足進む。そして中の柱に至り、後足が前足の腰帯を持つて前へ差出しこれを三度(これは獅子が立上がつて吠える様)行い、そのまゝ二人諸共前へ返り又元の姿勢となる(この時はあおり囃子)又囃子につれて前進し引返して梯子の所で又引き返し、中柱の所にてすわつて煽り又囃子につれて所作をし、途中蚤を取る様もあり。かくして一瞬急調な囃子と共に獅子が足先を柱にかけて大煽り三度終つて、前の背の上をかへつて前へ出

「三才
その背の上をかへつて立上り又囃子につれて前進しすべり柱の所に至り囃子につれて前足はそのまゝ後足は腹這いになつてすべり下り、そのまゝ舞台へかけ戻りこの高山を下つて来た喜びをあらわして欣喜乱舞する。打囃子の囃子につれて奥に入り暫らく打囃子あつて終る

この特徴は、横木は三本あるが歩行は必ず端の一本のみを渡ることである

所要時間一回約三十分

十、歌詞(曲目)

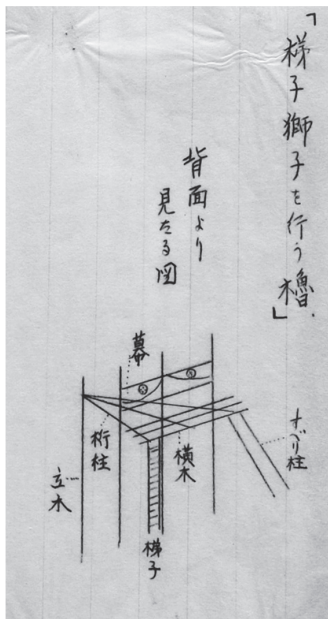
打囃子 すかし 舞台囃子
 梯子囃子 あおり囃子

差し出し 中あおり

「三ウ

十一、裝飾用具
 面採物等

梯子の材料は長さ二十五尺三十一段ある梯子、立木四本、桁木三本、横木三本、手すり二本、すべり木二本とで前側一列に一間半と二間の間隔に三本の柱を立て、中の柱の直後三間の所に一本の柱を立て、後の柱より三本の柱に地上二十五尺の所に桁を渡し、桁の先に三本の横木を渡し、手すりを二段に立柱に結ぶ。左端に梯子、右端にすべり木を二本ならべて地上に達する中央の柱高く牟山神社を奉祀し、其の下手すりの上に神社の紋のついた幕を張る。地上に二間二間の舞台を拵へ向って右側に囃子方の席を設ける。



十二、使用する楽器の概要

横笛数本

太鼓一箇 小太鼓一箇

十三、芸能を行う人の構成

獅子二人(前冠り(前足ともいう)後冠り(後足ともいう))

取持二人 笛吹数人

太鼓叩一人(太鼓 小太鼓 を一人にて打つ)

「四ウ

十四、芸能を行う人の服装持物等

人の服装持物等
 獅子二人は龍紋の半纏を着、股引、腕扱は黒地に白の霞模様を染め抜いたものを着け、片足は黒片足は白の足袋を穿く。これは獅子の縞型をあらわす。獅子の頭を前冠りの人が持ち、後冠りは尾を持ち獅子の幕を頭からかぶり、腹掛けを前後共腰に結ぶ

取持二人は次の獅子を行う人で獅子と同じ服装にて、幕を直したり危険のない様に注意する

朝倉の字内に住む十七才以上二十三才までの青年会員でこの神事に就かねば男の恥と思つている。

十五、芸能を行う人の資格

毎年祭礼前二十日間位朝倉青年会場の表に獅子の場を掛け夜になると青年会員が集つて練習をなしこの稽古がはじまると各青年はもとより家庭にても精進潔斎して産土神に祈願する

十六、芸能開始前の行事

「五オ

檀を組む時は牟山神社にて「みそぎ」の行事を行い神札を中柱高く祀り各奉仕者は必らず御守

を身につける

前日の試楽祭の夜に入って 例祭御神事を
行う前に奉仕者神前にて修祓を行う

十七、芸能終了

後の行事

幣納めと云い、最後の獅子が終ると神社より
頂いた幣のついた御神札を神前に納め直会を
いただいて青年会場へ引上げる。

「五ウ

十八、芸能の由

來について

發祥の起原(ついで)は詳かでないが口碑に依れば寛永十九年
九月五日当神社御遷宮の際の神事に梯子獅子
があったと伝えているが社伝に寛政十一巳未年八月
御遷宮に村の若衆によつて奉仕した。この時の
祝詞師は熱田の長岡弥太夫保誠とあり

(白丁)

「六ウ

以後毎年祭礼に五穀豊饒・海上安全・天下泰平
を祈願して奉祀した。

(白丁)

「七オ

又伝説にある年何かの都合で獅子の神事を行

わない例祭があった。その年に流行病が蔓延した
ので、それは祭に獅子を行わなかったからだと祭り
のやり直しをしたら流行病が消滅したのでそれ

(白丁)

「七ウ

以後毎年必ず行うことになったと云う。

「六オ

十九、その他の芸

明治三十年頃まで雄獅子と雌獅子の陰陽二頭

(白丁)

「八オ

能との関係 あつて雄獅子は梯子獅子を行い、この幕間に

雌獅子が獅子芝居(せし)を行つて来たものであ
るが現在は雌獅子の獅子芝居は行わないよう
になった。

二十、当該芸能
に関する献

昭和拾年熱田神宮御遷宮の際、梯子獅子を
奉納執行し、又伊勢神宮第五十九回式年遷

宮に梯子獅子を奉納執行。昭和二十八年十月二十日

内宮宇治橋前広場に於いて執行。

次頁に梯子獅子の写真六枚掲ぐ

愛知県知多半島朝倉の梯子獅子関係資料『郷土芸能調査票 朝倉の梯子獅子』
(牧野 由佳)

(白丁)

「八ウ

(白丁)

「裏表紙
見返

「裏表紙